

さしぐべしすはち臙膈を裏むとこの脂と臙膈の上の脂と臙膈の上の脂の臙膈の上へ焼くは  
 の兩旁ふある者ならび肝の上の網膜の腎の上に達する者をとるべし祭司はこれを壇の上へ焼くは  
 火祭として奉る食物にして馨しき香たるなり脂のみなエホバに歸すべし汝等の脂と血を食ふべから  
 ず是は汝ららの一切の住處おいて代々永く守るべき例なり

エホバまたモーセに告て言たまはく「イスラエルの子孫に告ていふべし人も誤りてエホバ  
 の誡命に違ひて罪を犯しるの爲べからざる事の一行ふことあり 汝ら若膏らうがれし祭司罪を犯して  
 民を罪に陥るゝごとき事あるべし罪のためには至き贖の若き者を罪祭としてエホバに獻べし  
 即ちこの牲贖を集會の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりこの牲贖の首を手を扱きこの牲贖をエ  
 ホバの前へ奉るべし かくて膏らうがれし祭司の牲贖の血をとりてこれを集會の幕屋にたぎら入り  
 而して祭司指をろの血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にこの血を七次らうべし 祭司  
 またろの血をとりてエホバの前にて集會の幕屋ある馨香の壇の角にこれを塗へしこの牲贖の血ハ凡て  
 これを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に漉べし 又またろの牲贖の脂をこぼし取て罪祭に用ふ  
 べし即ち臙膈を裏むとこの脂と臙膈の上の脂と臙膈の上の脂の臙膈の上へ焼くは兩旁ふある  
 者ならび肝の上の網膜の上に達する者を取て之を取らば臙膈の犠牲の牛より取がごとくすべし而  
 して祭司これを燔祭の壇の上へ焼べしこの牲贖の皮とこの一切の肉およびこの首と臙膈と臙膈と臙膈  
 凡てこの牲贖とこれを馨の外へ携へいだして灰を棄る場ある清淨處わいたり火をもてこれを薪柴の上  
 へ焚べし即ち是は臙膈處を焚べきあり 又たイスラエルの全會衆過失を赦したるにこの會衆の目もわ

利未記 第四章 十三節 至 十五節

一 利未記 四章 十三節 至 十五節 頁九

二 利未記 四章 十六節 至 十八節 頁十

三 利未記 四章 十九節 至 二十節 頁十一

四 利未記 四章 二十一節 至 二十三節 頁十二

五 利未記 四章 二十四節 至 二十六節 頁十三

六 利未記 四章 二十七節 至 二十九節 頁十四

七 利未記 四章 三十節 至 三十二節 頁十五

八 利未記 四章 三十三節 至 三十五節 頁十六

九 利未記 四章 三十六節 至 三十八節 頁十七

十 利未記 四章 三十九節 至 四十一節 頁十八

十一 利未記 四章 四十二節 至 四十四節 頁十九

十二 利未記 四章 四十五節 至 四十七節 頁二十

十三 利未記 四章 四十八節 至 五十節 頁二十一

十四 利未記 四章 五十一節 至 五十三節 頁二十二

十五 利未記 四章 五十四節 至 五十六節 頁二十三

十六 利未記 四章 五十七節 至 五十九節 頁二十四

十七 利未記 四章 六十節 至 六十二節 頁二十五

十八 利未記 四章 六十三節 至 六十五節 頁二十六

十九 利未記 四章 六十六節 至 六十八節 頁二十七

二十 利未記 四章 六十九節 至 七十一節 頁二十八

二十一 利未記 四章 七十二節 至 七十四節 頁二十九

二十二 利未記 四章 七十五節 至 七十七節 頁三十

二十三 利未記 四章 七十八節 至 八十節 頁三十一

二十四 利未記 四章 八十一節 至 八十三節 頁三十二

二十五 利未記 四章 八十四節 至 八十六節 頁三十三

二十六 利未記 四章 八十七節 至 八十九節 頁三十四

二十七 利未記 四章 九十節 至 九十二節 頁三十五

二十八 利未記 四章 九十三節 至 九十五節 頁三十六

二十九 利未記 四章 九十六節 至 九十八節 頁三十七

三十 利未記 四章 九十九節 至 一百節 頁三十八

らなれずして彼等つひエホバの誡命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんか ち其犯せし罪  
 わらざればなべ會衆の者若き贖を罪祭お獻べし即ちこれを集會の幕屋の前へ牽いたり 會衆の長老等  
 ホバの前へこの牲贖の首を手を扱きこの一人の牲贖をエホバの前に奉るべし 而して膏らうがれし祭司  
 この牲贖の血を集會の幕屋に携へいり 祭司指をろの血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前へこれを七  
 次らうべし 祭司またろの血をとりてエホバの前にて集會の幕屋ある壇の角にこれを塗へし其血ハ凡  
 てこれを集會の幕屋の門ある燔祭の壇の底下に漉べし 又また其脂をこぼし取て壇の上に焚べし  
 すなはち罪祭の牲贖となしたるごとくはこの牲贖をももなし祭司これをもて彼等のために臙膈をなすべし  
 然せば彼等赦されん かくして彼らの牲贖を馨の外へ携へい出じ初次の牲贖を焚いでこほこれに焚  
 べし是すあはち會衆の罪祭なり 又た故伯たる者罪を犯しるの神エホバの誡命の爲べからざる者を誤り  
 爲て罪を獲てどあらんか 若この罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物お持きたり 若  
 山羊の首に手を扱き燔祭の牲を宰る場わてエホバの前へこれを宰るべし是すなはち罪祭あり 祭司ハ指  
 をもてこの罪祭の血をとり燔祭の壇の角へこれを抹り燔祭の壇の底下にこの血を漉き 臙膈の犠  
 牲の脂のごとくこの脂を壇の上に焚べし 又祭司かれの罪のために臙膈をなすべし然せば彼ハ赦されん  
 又た國の民の中に誤りて罪を犯しエホバの誡命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲る者わらんに 若  
 ろの罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を牽きたりこの犯せし罪のためにこれを禮物お持きたり 若  
 即ちこの罪祭の牲の首に手を扱き燔祭の牲の場わてこの罪祭の牲を宰るべし 而して祭司ハ指をもて  
 の血を取らば燔祭の壇の角にこれを抹りこの血をこぼしこの壇の底下に漉べし 臙膈の犠祭の牲

利未記 第四章 三十一節 至 三十四節

一 利未記 四章 三十一節 至 三十二節 頁三十九

二 利未記 四章 三十三節 至 三十四節 頁四十

三 利未記 四章 三十五節 至 三十七節 頁四十一

四 利未記 四章 三十八節 至 四十節 頁四十二

五 利未記 四章 四十一節 至 四十三節 頁四十三

六 利未記 四章 四十四節 至 四十六節 頁四十四

七 利未記 四章 四十七節 至 四十九節 頁四十五

八 利未記 四章 五十節 至 五十二節 頁四十六

九 利未記 四章 五十三節 至 五十五節 頁四十七

十 利未記 四章 五十六節 至 五十八節 頁四十八

十一 利未記 四章 五十九節 至 六十一節 頁四十九

十二 利未記 四章 六十二節 至 六十四節 頁五十

十三 利未記 四章 六十五節 至 六十七節 頁五十一

十四 利未記 四章 六十八節 至 七十節 頁五十二

十五 利未記 四章 七十一節 至 七十三節 頁五十三

十六 利未記 四章 七十四節 至 七十六節 頁五十四

十七 利未記 四章 七十七節 至 七十九節 頁五十五

十八 利未記 四章 八十節 至 八十二節 頁五十六

十九 利未記 四章 八十三節 至 八十五節 頁五十七

二十 利未記 四章 八十六節 至 八十八節 頁五十八

二十一 利未記 四章 八十九節 至 九十一節 頁五十九

二十二 利未記 四章 九十二節 至 九十四節 頁六十

二十三 利未記 四章 九十五節 至 九十七節 頁六十一

二十四 利未記 四章 九十八節 至 一百節 頁六十二

- ノ利三十四
- ノ利三十三
- ノ利三十二
- ノ利三十一
- ノ利三十
- ノ利二十九
- ノ利二十八
- ノ利二十七
- ノ利二十六
- ノ利二十五
- ノ利二十四
- ノ利二十三
- ノ利二十二
- ノ利二十一
- ノ利二十
- ノ利十九
- ノ利十八
- ノ利十七
- ノ利十六
- ノ利十五
- ノ利十四
- ノ利十三
- ノ利十二
- ノ利十一
- ノ利十
- ノ利九
- ノ利八
- ノ利七
- ノ利六
- ノ利五
- ノ利四
- ノ利三
- ノ利二
- ノ利一

より脂をどんでとくわろの脂をどくく取りふれを壇の上ホバ焼てエホバお馨しき香をたてまつるべし  
 斯祭司かれのためお贖罪をさすべし然せば彼り赦されん 彼りもし羔羊を罪祭の禮物も持きたらんとせば  
 批の全き者を擲へきたり くの罪祭の牲の首に手を披き燔祭の牲を擲りてこれを擲りて罪祭をさす  
 べし かくて祭司指をもてくの罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の角かこれを取らり くの血をどくくわろの  
 壇の底下お灑ぎ 羔羊の脂を嘲恩祭の犠牲より取るおどくわろの脂をどくく取べし而して祭司ハエ  
 ホバお獻へる火祭の壇の上ホバ焼て斯祭司彼の犯せる罪のために贖をさすべし然せば彼  
 ハ赦されん  
 一 人もし証人として出たる時お輪響の聲を聴かがらうの見たる事またはろの知る事を陳べて  
 二 人もし汚穢たる家畜の死体汚穢たる家畜の死体汚穢たる屍の屍の死  
 罪を犯さたうの各ハ己の身に歸すべし 人もし汚穢たるもの身ハ汚れて辜わり 人もし又心づか  
 体おさえて汚穢たる物に擲るべし 斯祭司の事中心づかざるもの身ハ汚れて辜わり 人もし又心づか  
 して人の汚穢にふるく事わらなる人の汚穢ハ如何ある汚穢もわれろの之を知るにいたる時ハ辜わり  
 人もし心づかして誓を發し妄に口をもて悪をささんと言ハるの人の誓を發して妄  
 に言ふとてろハ如何ある事にもわれろのこれを知るにいたる時ハ此等の罪に於いて辜わり 若これら  
 一に於いて辜ある時ハ某の事について罪を犯せりと言わらばし くの徳のためハ罪のためは幸  
 の犯なる者すかとも羔羊あるハ牛にたづさへ來りて罪祭をさすべし 斯祭司ハ彼の罪の  
 ために贖罪をさすべし 人もし羔羊にまて手のどまる時ハ鳴鳩二羽か雛鳩二羽をの犯せし徳のた  
 めおエホバに持きたり 一を罪祭にもち 一を燔祭に用ふべし 即ちこれを祭司にたづさへ往べし 祭司ハ

くの罪祭の者先にとくべし 即ちくの首を頸の根より切やふるべし 但しこれを切はなすべからず 而  
 しての罪祭の者の血を壇の一方よりとく くの餘の血をバ壇の底下にまげり出すべし 是を罪祭をさす  
 きたるの次のハ慣例のどくく燔祭をさすべし 斯祭司彼の犯せし罪のためお贖をさすべし 然せば彼  
 赦されん 人もし二羽の鳴鳩か二羽の雛を以て手のどまる時ハ一の罪ある者發務一エホバの十分一  
 を禮物にもちきたりてこれを罪祭をさすべし くのの上お膏をかくべからず 又のの上お乳香を加ふべから  
 ず 是は罪祭かれハかり 彼祭司の許かこれを取らりて 斯祭司ハこれを一掃りて記念の分とばし 壇の上  
 にてエホバの火祭の壇の上これに焼べし 是を罪祭をさす 斯祭司ハ彼の罪を犯して獲たる罪のため  
 に贖をさすべし 然せば彼り赦されん くの殘餘ハ素祭とひとく 祭司も歸すべし 十 人  
 言たまはく 人もし過失を爲し知らずしてエホバの聖物を干して罪を獲てとわらば 彼の價を依り 聖所の  
 シカルおまはたひて 斯祭司の銀にわたる全き牡羊を群の中よりとり くの徳のためこれにエホバに擲  
 へきたりて 罪祭をさすべし 而しての聖物を干して獲たる罪のためお贖をなしたまは之ハ五分の一をく  
 えてて 祭司も付すべし 祭司ハの徳祭の牡羊をもて 彼ののために贖罪をさすべし 然せば彼り赦されん 人  
 もし罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲すべし 或は假令これを知ざるも 尙罪わりの罪  
 を仕べきあり 即ち彼の價をわらなかりて 群の中より全き牡羊をとり 徳祭をさしてこれを祭司にたづ  
 へいたるべし 祭司は彼が知らずして 誤りて 過誤のため贖罪をさすべし 然せば彼り赦されん 是を徳祭と  
 するの人の誠おエホバに罪を獲たり  
 一 エホバ言たまはく 人もしエホバおひかひて不信をさして罪を獲てとわら  
 百六十七

- ノ利三十三
- ノ利三十二
- ノ利三十一
- ノ利三十
- ノ利二十九
- ノ利二十八
- ノ利二十七
- ノ利二十六
- ノ利二十五
- ノ利二十四
- ノ利二十三
- ノ利二十二
- ノ利二十一
- ノ利二十
- ノ利十九
- ノ利十八
- ノ利十七
- ノ利十六
- ノ利十五
- ノ利十四
- ノ利十三
- ノ利十二
- ノ利十一
- ノ利十
- ノ利九
- ノ利八
- ノ利七
- ノ利六
- ノ利五
- ノ利四
- ノ利三
- ノ利二
- ノ利一

ハバ言たまはく 人もしエホバおひかひて不信をさして罪を獲てとわら  
 百六十七

利未記 第六章

- 利未記 三〇
- 利未記 三二
- 利未記 三三
- 利未記 三四
- 利未記 三五
- 利未記 三六
- 利未記 三七
- 利未記 三八
- 利未記 三九
- 利未記 四〇
- 利未記 四一
- 利未記 四二
- 利未記 四三
- 利未記 四四
- 利未記 四五
- 利未記 四六
- 利未記 四七
- 利未記 四八
- 利未記 四九
- 利未記 五〇
- 利未記 五一
- 利未記 五二
- 利未記 五三
- 利未記 五四
- 利未記 五五
- 利未記 五六
- 利未記 五七
- 利未記 五八
- 利未記 五九
- 利未記 六〇
- 利未記 六一
- 利未記 六二
- 利未記 六三
- 利未記 六四
- 利未記 六五
- 利未記 六六
- 利未記 六七
- 利未記 六八
- 利未記 六九
- 利未記 七〇
- 利未記 七一
- 利未記 七二
- 利未記 七三
- 利未記 七四
- 利未記 七五
- 利未記 七六
- 利未記 七七
- 利未記 七八
- 利未記 七九
- 利未記 八〇
- 利未記 八一
- 利未記 八二
- 利未記 八三
- 利未記 八四
- 利未記 八五
- 利未記 八六
- 利未記 八七
- 利未記 八八
- 利未記 八九
- 利未記 九〇
- 利未記 九一
- 利未記 九二
- 利未記 九三
- 利未記 九四
- 利未記 九五
- 利未記 九六
- 利未記 九七
- 利未記 九八
- 利未記 九九
- 利未記 一〇〇

即ち人の物をわづかり又ハ質わどり又ハ奪ひあきて然る事亦しと言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るとこの事を  
 の落せし物を拾ひあきて然る事亦しと言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るとこの事を  
 一かても行はば是罪を犯して身か罪ある者亦れをうの辱けりて取たる物うの預りし物うの拾  
 ひどりし物 および凡てうの偽り誓し物を還しうの上に五分の一をこれか加へ  
 るの徳祭をさしぐる日にこれをうの本主に付すべし彼うの徳祭をエホバに攜りきたるべし即ち汝の倍  
 價にきたらひうの徳のためか罪の中より全き犠牲をとりて祭司はエホバの前かあ  
 て彼のため罪をなすべし然せば彼らうの中いつれを行ひて徳を獲るもゆるさるべし エホバまた  
 モーセに告て言たまはく アロンどのうの子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭ハ壇の上かる壇  
 の上か且まで終後あらまひべし即ち壇の灰をしてこれと共ホ燃つゝわらしむべきあり 祭司ハ麻の衣服  
 を着て麻の櫛をうの肉か纏ひ壇の上にて灰にやけたる燔祭の灰を取て壇の傍に置き 而してうの衣服を  
 脱ぎ他の衣服をつけてうの灰を燻の外に携へいだじ清淨地にもちゆべし 壇の上の火をだたえホ燃し  
 むべし熄しむべらまず祭司ハ朝ごとに薪架をうの上に燃し燔祭の物をうの上に陳べたまはく燔祭の脂をう  
 の上に焚べし 火はうの壇の上にたねず熄しむべし熄えむべらまず 燔祭の例は是のごとしアロン  
 の子等これエホバの前かあち壇の前にさしぐべし 即ち燔祭の麥粉どのうの膏を一握とりまた燔祭の  
 上の乳香をさしぐべし取て之を壇の上に焚き馨しき香きなし記念の分とあしてエホバにわたるべし  
 うの遺餘はアロンどのうの子等これ食ふべし即ち燔祭をいれさして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭  
 にて之を食ふべきなり 之を酔ひれて焼べからずわが火祭の中より我これ彼等にあわたてうの分とあ  
 へばはたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまゐるべき者あり 凡てこれに觸る者は聖なるべし ○  
 ホバはたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまゐるべき者あり 凡てこれに觸る者は聖なるべし ○  
 エホバモーセに告て言たまはく アロンどのうの子等が膏うがうる日にエホバにさしぐべし 燔祭物は是の  
 ごとし麥粉一エホバの十分の一を燔祭とあして恒に燻べし即ちこれを幾にも剪て燔祭となし  
 是は鍋の内に油をもて作りうの焼たる脂を携へきたるべし即ちこれを幾にも剪て燔祭となし  
 エホバに獻げて馨しき香きなまひべし アロンの子等の中膏をうがれて彼ら燔祭の祭司とある者はこ  
 れを燻べし 燔祭はエホバに對して永く守るべき例あり 是は凡て燻べし 凡て祭司の素祭はかあ全  
 く焚つすべし食ふべからざるあり ○ エホバまたモーセに告て言たまはく アロンどのうの子等に告て  
 いふべし 燔祭の例は是のごとし燔祭の性を聖なる壇にて燔祭の性をエホバの前か穿るべし 是は至聖物あり  
 罪のため之をさしぐるにこの祭司これ食ふべし 即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべ  
 し 凡てうの肉に觸る者は聖なるべし 血も衣服も灑ぎかきうることあはらるの灑ぎかきける者を聖  
 所に洗ふべし またこれ燻たる土瓦の器皿は碎くべし若しこれを洗はる者銅の鍋ならバ水をもてこれ  
 を磨き洗ふべし 祭司等の中男たる者皆これ食ふべし 是は至聖し 然とどし血を集會の  
 幕屋にたつぎへりて聖所にて贖罪をかしたる罪祭はこれ食ふべし 是は至聖し 然とどし血を集會の  
 また燔祭の例は是のごとし 是は至聖物なり 燔祭を穿る壇にて燔祭を穿るべし 而して祭司  
 の血を壇の四周わづらぎ 脂をさしぐべし 即ちうの脂の尾の臘腸を製じどこの諸の脂  
 兩個の脂どろの上の脂の臘の兩旁わらる者かよひ脂の上の網膜の腎の上かよる者を取り 祭司て

利未記 第七章

- 利未記 一
- 利未記 二
- 利未記 三
- 利未記 四
- 利未記 五
- 利未記 六
- 利未記 七
- 利未記 八
- 利未記 九
- 利未記 一〇
- 利未記 一一
- 利未記 一二
- 利未記 一三
- 利未記 一四
- 利未記 一五
- 利未記 一六
- 利未記 一七
- 利未記 一八
- 利未記 一九
- 利未記 二〇
- 利未記 二一
- 利未記 二二
- 利未記 二三
- 利未記 二四
- 利未記 二五
- 利未記 二六
- 利未記 二七
- 利未記 二八
- 利未記 二九
- 利未記 三〇
- 利未記 三一
- 利未記 三二
- 利未記 三三
- 利未記 三四
- 利未記 三五
- 利未記 三六
- 利未記 三七
- 利未記 三八
- 利未記 三九
- 利未記 四〇
- 利未記 四一
- 利未記 四二
- 利未記 四三
- 利未記 四四
- 利未記 四五
- 利未記 四六
- 利未記 四七
- 利未記 四八
- 利未記 四九
- 利未記 五〇
- 利未記 五一
- 利未記 五二
- 利未記 五三
- 利未記 五四
- 利未記 五五
- 利未記 五六
- 利未記 五七
- 利未記 五八
- 利未記 五九
- 利未記 六〇
- 利未記 六一
- 利未記 六二
- 利未記 六三
- 利未記 六四
- 利未記 六五
- 利未記 六六
- 利未記 六七
- 利未記 六八
- 利未記 六九
- 利未記 七〇
- 利未記 七一
- 利未記 七二
- 利未記 七三
- 利未記 七四
- 利未記 七五

幕屋にたつぎへりて聖所にて贖罪をかしたる罪祭はこれ食ふべし 是は至聖し 然とどし血を集會の  
 を磨き洗ふべし 祭司等の中男たる者皆これ食ふべし 是は至聖し 然とどし血を集會の  
 幕屋にたつぎへりて聖所にて贖罪をかしたる罪祭はこれ食ふべし 是は至聖し 然とどし血を集會の  
 また燔祭の例は是のごとし 是は至聖物なり 燔祭を穿る壇にて燔祭を穿るべし 而して祭司  
 の血を壇の四周わづらぎ 脂をさしぐべし 即ちうの脂の尾の臘腸を製じどこの諸の脂  
 兩個の脂どろの上の脂の臘の兩旁わらる者かよひ脂の上の網膜の腎の上かよる者を取り 祭司て





ろの裏衣のまゝに燄の外に擲へ出しモーセの言るとくせり...  
りて聖所の前より汝等の兄弟等を燄の外に擲へし之にひけれ...  
は黙然たりき...  
ハ是のごとし云く我ハ我に近づく者等の中に我の聖とを顯之し又空脈の民の前に榮光を而さん...

をわがなごの如くにエホバは斯せよと命じたまふあり...  
ハの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるあり...  
ハのモーセもよりに命じたまひし事等を盡く爲り

洗ひ壇の上に之を燂祭の上に焚り 彼また民の禮物を擲入りきたれり...  
取て之を率り前のごとくに之を獻げて罪祭となし...  
びたり また素祭を擲入りきたりてろの中より一握をとり朝の燂祭かくせりてこれを壇の上へ焚り...

ハのモーセハ八日にいたりてモーセアエルの長老等を呼り而してプロ  
ンに言けるハ汝若し牡羊の全き者を燂祭のために取りて取りてこれをニ  
ホバの前へ獻げべし 汝イスラエルの子孫若し言へば汝等牡山羊を罪祭のため取りて牡羊と羔羊  
の當歳として全き者を燂祭のため取りきたれり...

ろの裏衣のまゝに燄の外に擲へ出しモーセの言るとくせり...  
りて聖所の前より汝等の兄弟等を燄の外に擲へし之にひけれ...  
は黙然たりき...  
ハ是のごとし云く我ハ我に近づく者等の中に我の聖とを顯之し又空脈の民の前に榮光を而さん...

をわがなごの如くにエホバは斯せよと命じたまふあり...  
ハの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるあり...  
ハのモーセもよりに命じたまひし事等を盡く爲り